

令和元年度地域生活支援拠点整備部会検討結果

1 相談

(1) コーディネーターの配置

平日日中（9時から17時）、市内委託相談支援事業所（8か所・9法人）に「コーディネーター機能」を設置

- ① 緊急時に支援が見込めない世帯の事前登録に関する事
- ② 緊急時の調整に関する事
- ③ 緊急対応後の支援に関する事

(2) 緊急時に支援が見込めない世帯の事前登録

ア 定義

- ① 高齢の親等と常時支援が必要な障害者等のみで構成される世帯で、次の3つにいずれも該当する世帯
 - ・概ね70歳以上の親と障害のある子等のみの世帯
 - ・緊急時に対応できる親族・支援者がいない
 - ・緊急時に、夜間一人で過ごすことが困難
- ② 家族で対応することが著しく困難な状態になることが見込まれる強度行動障害若しくは重度の知的障害者等のいる世帯

イ 登録方法

- ① 登録の判断（要件を満たし、サービス等利用計画のある方）
一次判断はコーディネーター。判断に迷う場合は複数のコーディネーターと基幹で検討する。



- ② 利用者カードの作成
指定特定相談支援事業所の作成をコーディネーターが支援



- ③ 登録届を市へ提出。（利用者カード添付）
 - ・登録した方はサービス等利用計画に登録の記載をする。
 - ・モニタリングの際、担当の相談支援専門員は利用者カード等の内容変更があるか確認し、変更がある場合は更新し、市へ提出する。

(3) 制度周知

- ・説明会など全事業所へ周知が必要。軌道に乗ってから民生委員等への周知。
- ・名刺にコーディネーター委託事業所と記載。
- ・パンフレット等を作成。令和2年度の部会で内容を検討。

2 緊急時の受け入れ・対応

